

沼津市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、令和元年度財政援助団体監査結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年1月7日

沼津市監査委員 大川 正 博
同 宇佐美 文 男
同 高 橋 達 也

沼 津 市 監 査 第 5 4 号
令 和 2 年 1 月 7 日

沼津市長 頼 重 秀 一 様

沼津市監査委員 大 川 正 博
同 宇佐美 文 男
同 高 橋 達 也

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を行ったので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により下記のとおり提出します。

記

1 監査の種別

財政援助団体監査

2 監査の対象

補助金名 戸田観光協会事業補助金

所管課名 産業振興部 観光戦略課

団体名 戸田観光協会

3 監査の範囲

平成30年度に財政的援助を与えている団体の当該事業に係る収入支出その他の事務の執行状況

4 監査の期間

令和元年10月1日から令和元年12月25日まで

5 監査の方法

沼津市監査委員監査基準に準拠し、当該団体から資料の提出を求め、諸帳簿等関係書類の審査を行うとともに、関係者から説明を受けた。

6 監査の結果

財政援助団体に対する補助金は、交付目的に沿って適正に執行されているものと認められた。また、収入支出及びその他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善すべき点を確認された。

監査の概要は、次のとおりである。

[監査の概要]

戸田観光協会

1 監査の種別

財政援助団体監査

2 補助金の名称、金額及び交付目的

戸田観光協会事業補助金 2,600,000円

観光振興は官民一体で推進していくことにより、より効果を発揮できることから、官民の橋渡し役として様々な観光施策やイベントを実施する等の重要な役割を担う戸田観光協会に対し、事業に係る経費の一部を補助金として交付し、戸田地区の観光交流客数の増につなげることを目的とする。

3 補助金の執行状況

補助金の収入状況等は以下のとおりであり、執行は適正であると認められた。

(1) 補助金の収入状況

収入年月日	収入金額	口座名義人
平成30年10月26日	2,600,000円	戸田観光協会 会長 川合健次

(2) 補助事業における団体の収支決算状況

事業名	収入合計	支出合計	収支差引額
戸田観光協会事業(一般会計)	23,100,608円	21,443,451円	1,657,157円

収入の主なものは特別会計他からの繰入金11,635,156円、借入金3,000,000円及び補助金2,650,000円である。

支出における主なものは観光センター運営費10,593,685円、租税公課7,471,310円、事業宣伝活動費3,043,035円であり、観光センター運営費のうち主なものは給料5,282,570円、事業宣伝活動費のうち主なものは誘客対策費2,939,677円である。

4 事業の執行状況

戸田観光協会は、戸田観光事業の振興推進を図り、地方文化産業の発展向上に寄与すること等を目的とし、観光客誘致及び観光物産に関する宣伝、観光資源の調査や観光振興に係る事業・行事の開催等を行っている。会員は主に旅館、民宿、飲食店、一般商店等で、平成30年度末の会員数は59件である。

平成30年度の主な事業としては、戸田港まつりや深海魚まつり等イベントの開催、静岡デスティネーションキャンペーンへの参画のほか、様々な観光情報発信等を実施している。特に深海魚や高足がに等、戸田の自然を生かした観光資源のPRに力を入れており、後継者不足等により会員数は減少傾向にあるものの、インターネットを活用したPRにも努め、新規事業の検討等も行うなど、観光客誘致に向けた活動が、今後も積極的に展開されることを期待するものである。

当該補助金は、戸田地区の観光振興を図るため、官民の橋渡し役を担う戸田観光協会が、戸田地区ならではの観光施策やイベント等を安定した財務状況の中で実施でき

るよう交付されており、補助金は交付目的に沿って有効に活用されているものと認められたが、指摘事項及び留意事項を以下に述べる。

(1) 指摘事項

ア 会計事務等の適正化について

帳票等において、収入は決裁書類の作成がなく通帳・帳簿のみで管理されており、支払書類では、明細等の添付や領収書の品名・日付・押印等に不備があるもの、支払日から領収日まで長期間を要したもの、金額誤りなどが見受けられた。また、会長角印の使用手続きの定めがない等、一部の事務処理で改善を要する事項が見受けられた。これらの会計事務ほか各種事務手続きについては、現金・通帳・印鑑等の管理及び使用方法も含み、マニュアル等を整備しチェック体制の強化を図るなど、更なる適正な事務執行に努められたい。

さらに、消費税等の納付の不備が是正されたことを確認したが、今後は収益事業を明確に規定するなど適正な税務処理に努めるとともに、団体の会計監査を行う監事については監査機能の適正化を図られたい。

(2) 留意事項

ア 決算資料での補助対象経費の明確化について

補助金交付要綱において「補助対象事業に係る経費の一部を助成する」としており、所管課により補助金額積算基礎の計算方法が記されているが、団体の決算書に支出科目の内訳の金額が記載されておらず、補助対象経費である需用費の内訳の実績額が確認できない資料であった。所管課としても、実績報告が提出された際、補助対象経費実績額を精査し補助金交付の適正性を確認できるよう、団体の決算資料において補助対象経費等の内訳を明確に表記されたい。

イ 会計区分の明確化及び適正な決算資料の作成について

戸田観光協会事業（一般会計）の他に収益事業他の特別会計が複数あり、それぞれの事業を行っているが、会計間で繰入・繰出処理を含んだ入出金が複数回行われており、複雑に入り組んだ不明瞭な会計処理が一部見受けられた。これは、特別会計に収入される金額が、一般会計を経由する処理となっているものがあるため、今後は直接特別会計へ収入するなど会計区分の明確化を図るとともに、会計間の繰入・繰出金額を明白にし、団体として、各会計及び財産に関する調書について、より一層適正な決算資料の作成に努められたい。